

## 第 192 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 4 年 9 月 13 日 (火)

時間 午前 10 時～

場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 192 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の御確認をお願いいたします。①次第、②議案書、③資料 1(議案第 2037 号 県中都市計画道路の変更について)、④資料 2(議案第 2038 号 双葉都市計画公園の変更について、議案第 2039 号 浪江都市計画公園の変更について)でございます。また、本日の名簿につきましては、議案書の 9 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

(司会)

次に、審議会の開催に先立ちまして、人事異動により新たに就任されました 3 名の委員を御紹介いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。

はじめに、議席番号 5 番 東北経済産業局長の戸邊千広委員でございます。本日は、公務のため、御欠席されております。

続きまして、議席番号 9 番 福島財務事務所長の橋本和久委員でございます。本日は、代理としまして、福島財務事務所管財課長 小野光浩様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 13 番 東北地方整備局長の山本巧委員でございます。本日は、代理としまして、郡山国道事務所副所長 袖林淳様にリモートの御出席をいただいております。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

はじめに、出席委員数を御報告いたします。本審議会の定数19名のうち、出席委員は17名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますようお願いいたします。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。16番の大和田廣子委員、19番の横田純子委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議案書の目次をお開きください。本日は、報告事項1件、議案3件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。第191回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、着座にて御説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。令和4年5月30日に開催しました、第191回都市計画審議会に付議された案件につきまして、御報告申し上げます。「議案第2035号 特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市小高区）（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」でございます。こちらは、南相馬市小高区内における、産業廃棄物処理施設の設置にかかる案件でございました。この案件につきましては、令和4年5月30日付けで当審議会より「支障が無い」旨の答申を行い、その答申を受け、令和4年5月31日に特定行政庁の長である福島県知事が許可しております。

続きまして、「議案第 2036 号 特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市原町区）（建築基準法第 51 条ただし書きによる許可）」でございます。こちらは、南相馬市原町区内における、産業廃棄物処理施設の設置にかかる案件でございます。この案件につきましては、令和 4 年 5 月 30 日付けで当審議会より「支障が無い」旨の答申を受けた後、現在、廃棄物処理法にかかる設置許可申請の審査中であり、10 月下旬頃には許可される見込みであります。次回の審査会におきまして、許可状況の報告を改めてさせていただきます。

報告につきましては以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。ただいまの御報告に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。

（質問等なし）

（会長）

それでは、次第の 3 番、議事に移らせていただきたいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 3 件についてでございます。議案第 2037 号「県中都市計画道路の変更について」、議案第 2038 号「双葉都市計画公園の変更について」、議案第 2039 号「浪江都市計画公園の変更について」でございます。

それでは、審議に入らせていただきます。第 2037 号の議案につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局）

議案書の説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料 1」並びにスクリーンにて、内容を説明させていただきます。資料は、右肩に資料 1 と記載のあるものをご覧ください。

では、議案 2037 号、県中都市計画道路の変更について御説明いたします。今回の対象路線は、郡山市にございます「内環状線」です。

2 ページをご覧ください。はじめに、今回変更する内環状線の位置について、御説明します。

本路線は、郡山市安積町の国道 4 号あさかのバイパスとの交差点を起点とし、郡山市役所の東側付近を通過し、郡山市昭和町の東部幹線との交差点に至る、郡山市街地を環状に結ぶ、幹線道路であります。

本路線は、郡山市の市道であります。中心市街地の渋滞を緩和するため、

図の赤色点線で示す、国道 288 号バイパスから国道 288 号現道までの約 900m 区間については県が施工することとし、現在、測量設計等を進めているところです。今回、変更しますのは、900m 区間のうち、南側、国道 288 号現道付近の約 180m 区間となります。

3 ページをご覧ください。こちらは、都市計画総括図となります。ピンク色で示した道路が内環状線です。延長が 14.5 km、標準の幅員が 25m、片側 2 車線の全 4 車線で現在都市計画決定されております。

4 ページをご覧ください。こちらは、今回県で施工します区間の計画図であります。図の左側が国道 288 号バイパス、右側が国道 288 号の現道、その先には JR 磐越東線が位置しております。ピンク色の部分は、既に都市計画決定がされている範囲でございます。今回の変更ですが、図の右側の国道 288 号現道との交差点付近、赤色で塗られた範囲を、今回の変更で都市計画に加えることとしております。なお、道路の線形に変更は生じず、延長 180m 区間について、幅員が変更となります。変更の理由としましては、内環状線は、図右側の JR 磐越東線の上に橋をかける「立体交差」とする計画になっています。この立体交差部分に関する縦断計画の変更に伴い、国道 288 号交差点部の道路計画高が、現況より約 3m 高くなることから、沿道から本線への車両の乗り入れができるよう、構造上、副道を設置することが必要となるため、当該部分を都市計画に追加するものです。

5 ページをご覧ください。こちらは道路の高さの計画を示した「縦断図」になります。従前は、青色のラインで道路の高さを計画しておりましたが、図の右側、JR 磐越東線との交差部における縦断計画について、JR と協議した結果により、赤色のラインに道路の高さを変更する計画としております。現在の地盤の高さから、将来計画される道路の高さが約 3m 高くなることで、隣接地から内環状線や国道に直接、乗り入れができないところが発生します。そのため、盛土となる道路の側面に、新たに副道を整備し、隣接地からの出入りを確保する必要があり、今回、その副道を計画する部分について、都市計画の範囲に追加することにしております。

6 ページをご覧ください。こちらは道路の幅を示した「横断図」となります。県が施工する区間の基本的な道路の幅は、上の図に示しているとおおり、全 4 車線の両側歩道有りの計 27m であります。下の図が、今回変更します交差点部分の図となっております。基本的な道路の幅は、上の図と同様 27m ありますが、今回、新たに副道を追加することから、道路の法面部分と副道を含めた、45m に拡げる計画としております。

7 ページをご覧ください。こちらは、今回の変更区間の現況写真となります。上は、起点側から須賀川方面を望んだ写真、下の写真は、終点側から国道 288

号バイパスを望んだものです。現在、都市計画決定されている範囲をピンクのライン、追加する範囲を赤色のラインで表現しております。

8 ページをご覧ください。最後に、本案件には「意見書」が提出されておりますので、説明いたします。都市計画の変更に向け、令和4年8月2日から2週間、法定縦覧を行ったところ、意見書の提出が1件ございましたので、その内容を説明いたします。まず、地点①、県と郡山市との施工区分に関連する意見であります。意見の提出者は、図の赤点線で囲んだ箇所、県と市の施工境界付近に会社の土地を所有しておりますが、市施工区間の事業着手時期が不明であり、「用地買収後の敷地で社屋や自宅の建て替え等をどのタイミングで、どのようにレイアウトしていけるのか不透明であり不安である」という御意見です。現在の土地で営業を継続できるよう計画しなければならないため、事業時期が異なる用地について、県と市が一体となって考えて対応して欲しいという内容です。今回、内環状線の一部は郡山市と協議のうえ、県が事業に着手することになりました。そのため、県事業と市事業との境が生じてしまうことになり、今回の意見が出されたものです。

9 ページをご覧ください。地点②に関する意見、副道に関する意見であります。図の赤点線で囲んだ箇所に、会社のストックヤードが立地しており、現在は、国道288号から大型トレーラーの出入りが可能であります。国道288号との交差点は、現地盤から約3m盛土する計画であります。その影響で周辺家屋等からの出入りが困難になるため、副道の整備を計画しておりますが、副道は4mの幅員で計画しております。この副道について、会社のストックヤードから、大型トレーラーの出入りが困難にならぬよう、対応策を考えて欲しいという意見がございました。

10 ページをご覧ください。次に、意見書への対応について説明いたします。まず、地点①についての対応ですが、意見のあった用地については、現時点においては、県と市で事業時期が異なることが想定されますが、郡山市においても、県事業の進捗を見極めながら、事業化の検討を進めることとしており、営業に支障が生じないよう、県と市が一体となって対応してまいります。次に地点②についてですが、今回の変更計画案は、交差点周辺の縦断計画の変更に伴い、本線への乗り入れを確保するため副道を追加するものであり、将来の道路ネットワークの確保と交通の安全性確保の面から、副道の設置が必要となることから、変更計画案のとおり決定したいと考えております。なお、大型トレーラーの出入りについては、営業継続に支障が生じないよう、詳細な設計等の中で対応を検討してまいります。

資料の説明は以上でございます。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。議案第2037号県中都市計画

道路の変更について都市計画道路中、3・3・104号内環状線を次のように変更する。今回は、副道の範囲を追加する変更ですので、計画書上での変更点はございません。なお、幅員でございますが、路線の標準となる幅員を記載するため、内環状線全体としての標準幅員25mを記載してございます。

議案書4ページをご覧ください。「変更理由」でございますが、今般、JR磐越東線との立体交差点における縦断計画の変更に伴い、国道288号交差点部の道路計画高が現況より約3m高くなったことから、沿道から本線へ車両の乗り入れができるよう副道を整備するため、当該部分について本案のとおり変更しようとするものです。

参考としまして、本案に対する住民説明会を令和4年6月18日に実施しており、計画への反対意見はございませんでした。

また、公聴会を7月12日に開催、公述人の申し出はございませんでした。案の縦覧につきまして、8月2日から8月16日までの2週間行い、先程御説明いたしましたとおり、1件の意見書が提出されております。都市計画区域を構成する3市町への意見照会の結果、意見は特にごございませんでした。

本議案につきまして説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。オンラインで御参加の方は声を出していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番宮本です。県の計画とほぼ同時のタイミングで郡山市としても南側の部分の計画を進めたいとの御説明でした。今回の都市計画が決定されれば、ほぼ同じぐらいの時期に郡山市としても南側の部分について用地買収など具体的な事業に入れるというような理解でよろしいのかどうか確認したいと思います。

(会長)

では、事務局から御回答をお願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。今の御質問については、意見書が提出された県と市との事業の境目の部分について、用地買収等の手法によってはタイムラグが生じ、

その中での営業継続がうまくいかないかもしれないので県と市一体になって対応して欲しいとの意見に対するものでございます。こちらにつきまして、県は都市計画の変更がなされれば事業化をして調査設計や用地補償に着手するということとなります。その際、同じ路線でございますので、同じタイミングで市の買収がなされれば良いのですが、営業補償については実際の設計を踏まえて、具体的な交渉を進める必要がございます。よって、両方の事業者が県と市の立場で丁寧に説明し、連携して対応することで営業になるべく支障が生じないようにしていきたいと考えており、市の事業化のタイミングにつきましては、今後市と調整してまいります。

(17 番宮本委員)

これだけ大きな 45mの道路をつくるわけですから、それを有効に活用するには一体に整備しないと意味がないと思いますので、ぜひそういう方向で努力をしていただきたいという要望として申し上げておきたいと思います。

(会長)

他にございませんでしょうか。リモート参加の委員の皆様も他にございませんでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

ありがとうございます。では、ただいまの議案につきまして宮本委員から県と市が協力してうまく事業を進めて欲しいとの要望がありましたが、そういうことも視野に入れながら事業を進めていただきたいということで、議案第 2037 号について、御異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では、意義なしと認められましたので、本件に関しましては原案のとおり同意することに決定いたします。どうもありがとうございました。

次の、議事の審議に入らせていただきます。

議案第 2038 号、第 2039 号の 2 議案については、いずれも福島県復興祈念公園に

関する議案であります。公園が双葉都市計画区域、浪江都市計画区域にまたがって計画されているため、都市計画区域ごと、2つの議案となっております。お互いに関連した内容であることから一括して事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議案 2038 号、第 2039 号を一括して説明申し上げます。

まず、変更の内容を御説明いたします。お手元の「資料 2」並びにスクリーンをご覧ください。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。はじめに、復興祈念公園の概要について説明いたします。復興祈念公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信などを目的とした公園であります。

平成 24 年 3 月の国土交通省での検討会において、岩手、宮城、福島各県に 1 箇所ずつ設置すること、さらに、公園の中に国営追悼・祈念施設を設置することが基本方針として示されました。この基本方針を受け、県では平成 27 年 4 月の「新生ふくしま復興推進本部会議」において、双葉・浪江両町にまたがるエリア、中野・両竹地区に整備することを決定しております。

2 ページをご覧ください。復興祈念公園の概要図、施設配置計画図になります。双葉町と浪江町にまたがる、赤線で囲まれた約 48ha のエリアが公園の計画エリアになります。中央付近の国営追悼・祈念施設のほか、多目的広場や集落跡地、園路等の整備が計画されております。

続いて、3 ページは、太平洋側からのイメージ鳥瞰図となります。

4 ページをご覧ください。公園の位置図になります。ピンクのラインが、都市計画区域境であり、公園は、双葉都市計画区域と浪江都市計画区域にまたがって計画されております。

5 ページをご覧ください。現在の都市計画図になります。図の赤色で着色した部分が、双葉都市計画公園のエリアであり面積が 22.8ha、一方の緑で着色した部分が、浪江都市計画公園のエリアで面積が 25.6ha、合計しますと、面積 48.4ha であります。これらは、平成 29 年 6 月に都市計画決定されております。

次に、6 ページをご覧ください。双葉都市計画公園と浪江都市計画公園の、今回の都市計画変更にかかる計画図となります。今回、変更となります箇所について御説明申し上げます。まず、双葉町側ですが、左の図をご覧ください。①で示しております「八幡神社」敷地の除外、②で示しております県道の道路区域の除外、そして、③で示しております前田川にかかる橋梁部分の編入であり、これらにより面積が 1ha 減少して、21.8ha となります。

次に、浪江町ですが、ページ右側の図をご覧ください。③で示しております

前田川と県道にかかる橋梁部の編入、これは双葉町の③と一連の橋梁であります。また、④で示しております高台への避難路の編入であります。これらは微少な面積でございまして、現行の都市計画面積 25.6ha からの変更はございません。

次のページ、7 ページをご覧ください。今ほど御説明した変更箇所を平面計画図に示したものです。赤着色が双葉、緑色が浪江都市計画公園であります。①から④までの変更箇所について、赤色で旗揚げしてございます。図の中央付近の③で示しております編入する橋梁でございしますが、円形に図示されております国営追悼・祈念施設から、図の左上にあります、令和 2 年度に供用しております東日本大震災・原子力災害伝承館、産業交流センターを結ぶ、主要な園路の一部として計画しているものであります。次のページ以降で、各々の変更の内容について御説明いたします。

次に 8 ページをご覧ください。まず、双葉町側から、「①八幡神社の除外」についてです。八幡神社は震災により被災しましたが、神社を再建する計画となり、再建により神社の敷地等が確定したことに伴い、そのエリアを公園区域から除外するものです。次に、「②道路区域の除外」であります。県道長塚請戸浪江線の復旧事業が昨年度に完了したことに伴い、重なりが生じている範囲を公園区域から除外することで、公園区域と道路区域とが重複する部分の整合を図ったものです。次のページ、9 ページをご覧ください。「③橋梁部の編入」についてです。こちらは、2 級河川前田川を境に、双葉、浪江それぞれの都市計画公園の変更となります。園外に整備された東日本大震災・原子力災害伝承館と、今後、園内に整備される国営追悼・祈念施設とが一体となり、伝承機能を発揮していくため、双方の施設間を強力に連結するとともに、公園利用者の安全な移動を目的とした園路、橋梁を整備することとしており、これらの位置が定まったことから、現計画で公園区域に含んでいない、河川そして県道部について、橋梁の計画エリアを追加するものであります。最後に、「④避難路の編入」でございまして。こちらには、公園周辺には公園利用者が万が一の津波襲来時に、避難ができる高台が少ないことから、東日本大震災の際に、実際、多くの住民が避難した実績があります諏訪神社へと至る避難路を整備するため、そのエリアを編入するものです。

次のページ、10 ページは、南側から、双葉町のエリアを空撮した写真になります。青いラインに囲まれた範囲が公園の区域となります。左側に伝承館、右側に復旧整備が完了した県道及び河川、中央付近に編入する橋梁の計画線が確認できるかと思えます。

次の 11 ページは、北側から浪江町のエリアを撮影したものになります。右側の避難路の位置関係が確認できるかと思えます。資料の説明は以上でござい

す。

続いて「議案書の 5 ページ」をご覧ください。議案書 5 ページ、議案第 2038 号、双葉都市計画公園の変更についてです。都市計画公園中 8・5・1 福島県復興祈念公園を次のように変更する。公園の種別は、一般的な街区公園や近隣公園などとは異なり、その他特殊な利用を目的とする公園でありますため「特殊公園」となります。面積が 1ha 減り、21.8ha となります。変更理由としまして、今般、東日本大震災・原子力災害伝承館と、園内に設置される国営追悼・祈念施設が一体となって伝承機能を発揮していくため、双方の施設間を強力に連結するとともに、公園利用者の安全な移動を目的とした橋梁を含めるため、変更しようとするものです。また、被災した八幡神社の再建及び、県道の復旧事業者間との調整の結果、区域から除外するため、変更しようとするものであります。

議案書 6 ページをご覧ください。参考としまして、地元行政区長に対する説明会を令和 4 年 7 月 5 日、8 日の両日実施しており、計画内容について理解を得ております。都市計画の案の縦覧を令和 4 年 8 月 2 日から 16 日までの 2 週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。変更内容に対する双葉町からの意見はございません。

続いて議案書の 7 ページをご覧ください。議案第 2039 号、浪江都市計画公園の変更でございます。計画書上の面積の変更はございません、25.6ha でございます。変更理由は、双葉と同様、橋梁を含めるとともに、津波襲来時における公園利用者の安全確保を目的とし、高台にある諏訪神社に向かう避難路を設置するため変更しようとするものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。浪江町同様こちらにつきましても、地元行政区長への説明を行い、変更内容に対して理解を得ております。案の縦覧も同様、意見書の提出はございませんでした。変更案に対する浪江町からの意見はございません。議案の説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。挙手にてお願いいたします。

では、宮本委員お願いいたします。

(17 番 宮本委員)

17 番の宮本です。この復興祈念公園は途中で大きな事業費の変更がなされました。当初の計画は県の事業として行われる分が 44 億円、国の分が 30 億円、

合わせて 74 億円の事業費で計画されていました。それが 2020 年に配置計画が決定したことによって、事業費の大幅な変更が行われました。その配置計画で決定された変更内容の中で一番大きな事業費となっているのは新たに橋梁を架けるということです。ここに約 12 億円の事業費が変更になっているので、県の事業だけで 41 億円、国の事業が 30 億円から 49 億円に変更になりまして、当初の事業費が 74 億円だった事業費は 135 億円に増額になったという経過がございました。まずは県の事業ですが、御説明がありましたように新たに橋梁を設けるこの計画によって大幅な事業費になりましたが、橋がないかといえ約 200 m 離れたところに既存の橋があります。新たにどうしても、橋を架ける必要があるのか、これだけの大きな事業費をかけて橋を架けなければならない理由が本当にあるのだろうか私は疑問に思います。そのためかなりの事業費の変更になったわけですので、この必要性をどのように御説明されてこの都市計画変更になるのかをまずお聞かせ願いたいと思います。

(会長)

では、事務局より御回答願います。

(事務局)

まちづくり推進課の鳴原です。復興祈念公園に来園された方が、安全に園内を移動していただく、特に東日本大震災・原子力災害伝承館から国営追悼・祈念施設に向けて移動する際に県道部分の交通量が多いところを通行してもらうよりは、園内を安全に通行してもらうために、橋梁を整備し園内を移動していただくということを目的としております。

(17 番 宮本委員)

今の御説明ですと、たしかに新しい橋があればより伝承館の方と近くはなりますので、そういう意味ではより一体感が高まると思います。しかし、復興事業というのは、元々とても大きな事業費をかけて様々な施設が作られ、各自治体にも様々な伝承施設が作られてきました。これから作るこの公園にどのようなコンセプトでこれだけの事業費をかけて、これだけの面積の整備が必要なのか、どうしてもこれが必要だという理由付けが今一つ漠然ではないかなと思います。これは本当に県民の理解が得られるだろうかということを私は疑問に思っています。この橋を架けるよりも、今の橋で安全性をより高めるといような手法で連携を作ることは可能ではないかと考えますので、事業と計画の見直しがある中で、全体計画の見直しもやるべきではなかったのではないかと考えておりますので、この見直しだけでは不十分だということ申し上げておきたい

と思います。

それから、国の事業が 30 億円から 49 億円と大きく変更になりました。県の変更の理由については、私もお伺いしていますが、国の事業について、事業費の変更によって、機能がどのように変更になるのかお聞かせ願います。

(会長)

事務局より御回答願います。

(事務局)

お答えいたします。この事業での国の事業費の増額は存じておりますが、増額になったことによる機能の変更の詳細は存じ上げておりませんので、こちらは、詳細を確認しお伝えしたいと思います。

(17 番 宮本委員)

今回の 135 億円の事業費で大きな構造物ができるわけではないですよ。国の施設で祈念に関する何らかの施設ができるということですよ。あとは、公園ですのでそんなに大きな構造物ができるわけではないにも関わらず、なぜこの事業費が本当に必要なのかということがやはり納得できない、理解できないということです。だから全体の事業費の見直しの必要性があるのではないのでしょうかと申し上げました。これは国と県が一体で整備する公園になります。そのとき国がどのようなものを作ろうとしていて、その関係で県がどのような施設整備を必要としているのかで今回のような都市計画決定の変更が出てくると思います。国がどのようなことを考えているのかよく把握をされないで、県の都市計画の変更、県の施設の変更だけ、出てくるというのはどうも復興祈念公園そのものがどういう目的で、どのようにやられるのか、そこの説明も目的もいまひとつ曖昧感が拭えないと思います。この計画は国と協議の上、抜本的な見直しを進めていただきたいと申し上げて意見とさせていただきます。

(会長)

では、他にいかがでしょうか。

(19 番 横田委員)

19 番の横田です。先程の説明の際に車の台数が多いとおっしゃいましたが、私が通っていて、そんなに多かったかなと気になりお伺いしたいのですが、そもそも来場者数をどのくらい見込んでいて、この県道がどのくらいの車が通って、危ないからこの橋を造るとの説明がないと多分誰も納得されないと思いま

す。よって、来場者数と県道の交通量の数字について教えていただきたいと思  
います。

(会長)

事務局より御回答願います。

(事務局)

お答えいたします。来園者数につきましては、明確な数値を把握しておりま  
せんが、近隣にあります東日本大震災伝承館には年間 5 万人ほど来園してい  
ると聞いております。併せて交通量につきましては、周りにあります復興シンボ  
ル軸等の道路ができ、さらに周辺の中野地区復興産業拠点もできつつあるとい  
うところで、今後交通量の増大が見込まれるということでございます。

(会長)

交通量の増大が見込まれるので今後整備が必要とのことですね。

(19 番 横田委員)

5 万人ですと 365 日で 1 日 137 人、1 人 1 台だとすると、8 時間で割ると 1 時  
間で 17 台、2 から 3 倍になったとしても、1 時間で 30 から 50 台程度です  
ので、その橋はその交通量で必要なかということなのです。必要であるならば  
大事ですが、皆様が納得できるようにする必要があると思います。復興公園の  
役割として私はこの橋はすごく大事だと思っています。津波が上がってきた  
ときの爪痕を残すとか、町が変わっていくというときに、あるものを活かして  
いくということが復興には必要だと思っています。

そういう意味では、あるものを活かし、すべてを新しくするわけではなく、  
ここに津波がきたということを感じてもらおう公園づくりというのも今後は  
いただけたらいいなと思います。

(事務局)

交通量の話がピックアップされていますが、今回の園路には、交通量の多い  
幹線道路とは別に歩道をつけるとの目的がございますが、それ以上に説明の中  
でお話しいたしましたが、国営追悼・祈念施設と園外にある東日本大震災・原  
子力災害伝承館を連結する園路、それから公園の中を散策する主要な園路の機  
能が、元々の計画で必要だということで整理されているものになります。先程、  
横田委員から御説明がありました、あるものを残す、見せるといった趣旨につ  
きましては、前田川で分断されている既存の集落の被災した家屋や道路を、な

るべく被災当時の姿を経年的に変化していく様子をご覧いただくといった趣旨のエリアを計画してございます。そうしたところを連携、連絡するような主要な公園の園路として橋梁も位置付けられております。

(19番 横田委員)

先程の説明で、県道の交通量が多いとの御説明をされたので今の質問でした。であれば最初から交通量の台数を言わなければ良いのではと思います。

(会長)

他にいかがでしょうか。リモートの方もいかがでしょうか。

(事務局)

会長、一点補足してもよろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(事務局)

宮本委員から全体的なコストの話もありましたが、確かにコストは大きくなっている一方で、それに対する縮減しなければならないという意識も当然持っております。例えば現場の施工は一部着工しておりますが、盛土等につきましては、同じ地域で発生した残土を受け入れてコスト縮減をする、あるいは ICT 工事を活用して、できるだけ施工の部分でコスト縮減をするといったことを取り組んでおります。これにとどまらず全体的なコスト縮減を努力し継続して検討してまいりますので、よろしくご理解いただければと思います。コスト縮減に関しても県として、十分問題意識は持っております。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。リモートの方もよろしいでしょうか。それでは、議案第 2038、第 2039 号に、ご異議ございませんか。

(異議あり)

(会長)

異議ありの声がありましたが、事務局この場合は多数決になりますでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

では、異議ありの声がありましたので、多数決にて本案は審議させていただきたいと思えます。リモート参加の方は、賛成の場合は賛成の時に挙手のマークを挙げてください。反対の場合は反対の時に挙手のマークを挙げてください。それでは、議案第 2038、第 2039 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(12 名挙手)

(会長)

では、反対の方挙手をお願いいたします。

(2 名挙手)

(会長)

両方に手を挙げなかった方いらっしゃいますが、棄権ということでしょうか。

(異議なし)

(会長)

では、以上の結果から賛成多数により本議案は原案のとおり同意することに決定いたします。どうも、ありがとうございました。本日の審議事項は以上でございます。

終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 192 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 60 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

16 番 大和田 廣子

---

19 番 横田 純子

---